令和８年（フ）第８１１号
広島市佐伯区五日市中央７丁目８番21―201号　セジュール堀尾
債務者　吉岡　華奈子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２３８号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓242番地５　ソラシアⅡ　106号室、住民票上の住所徳島県板野郡松茂町笹木野字灘８番地１　カーサ・ソラーナ　101号室
債務者　平井　弥枝
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
徳島地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９１号
佐賀県神埼市神埼町神埼268番地26
債務者　宮地　知佳
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３２号
佐賀県小城市牛津町牛津600番地１　メゾン・ド・アムールⅡ　203号、前住所佐賀市開成二丁目15番22号　セントポーリア　Ｂ202
債務者　山崎真由美
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２５０号
佐賀県三養基郡基山町大字宮浦991番地１
債務者　江口　勝利
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２０１号
福島県郡山市富久山町福原字鎌田４番地の１　ハッピーフィールド205号
債務者　藤田　孝幸
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第２０２号
福島県郡山市富久山町福原字鎌田４番地の１　ハッピーフィールド205号
債務者　藤田美由起
1　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第１８８号
佐賀市東佐賀町15番20号　東佐賀団地503号
債務者　今泉　晴香
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４８号
佐賀県小城市牛津町乙柳1145番地22　ハウスＡＩ　Ａ棟
債務者　小林　芳子
1　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第９２４号
千葉市花見川区柏井４丁目18番32号　ハイムウェーク102号
債務者　櫻井　正明
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１０２４号
千葉県船橋市二和東３丁目20番45号
債務者　泉谷　里美（旧姓吉本）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１０５号
千葉県習志野市鷺沼５丁目16番９号　ＴＯＺＯハイツ103号
債務者　捧　　智美
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１３７号
千葉県船橋市前原西３丁目18番11号　フォーブルモリタ101号
債務者　遠藤　史子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４２号
千葉市若葉区みつわ台３丁目20番21―107号
債務者　坂井　忠雄
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１４７号
千葉県市川市大和田３丁目19番17号　（奥田ハイツ101号）
債務者　宮崎　孝二
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１１９３号
千葉県市川市塩焼４丁目１番10―301号　（ブランノーヴァ塩焼）
債務者　西口万里香
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係